

# 通所介護事業（通常規模：5時間以上6時間未満）

## 料金表

令和7年4月1日現在

### 1 介護報酬に係る費用

※端数処理のため目安となる額を表示しています

項目	区分	単位数	利用料 (10割):円	利用者負担金 (1割):円	利用者負担金 (2割):円	利用者負担金 (3割):円
基本額	要介護1	570	6,110	611	1,222	1,833
	要介護2	673	7,214	722	1,443	2,165
	要介護3	777	8,329	833	1,666	2,499
	要介護4	880	9,433	944	1,887	2,830
	要介護5	984	10,548	1,055	2,110	3,165
加算額	入浴加算 I	40	428	43	86	129
	個別機能訓練加算 I イ	56	600	60	120	180
	体制強化加算 II	18	192	20	39	58
	中重度ケア体制加算	45	482	49	97	145
	科学的介護推進体制加算	40	428	43	86	129
	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数に1000分の92を乗じた単位数を加算します。				
利用者負担金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位数(基本額+加算額)×10.72円(横浜市の地域加算)=利用料A(10割)</li> <li>・ 【1割】 利用料A×0.9=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ 【2割】 利用料A×0.8=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ 【3割】 利用料A×0.7=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ A-B=利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します)</li> </ul>					

- ・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
- ・居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となるときには、いったん利用者が利用料(10割)を事業所に支払い、その後市区町村に対して保険給付分(9割又は8割又は7割)を請求していただくことになります。
- ・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、その超えた分が全額自己負担となります。
- ・事業所と同一の建物から利用される方につきましては、送迎減算が適用されます。  
【1割】101円/回、【2割】202円/回、【3割】303円/回を差し引きます。
- ・送迎を行わない場合は、片道につき【1割】51円、【2割】101円、【3割】151円を差し引きます。
- ・介護保険料の滞納があった場合は、滞納期間により支払い方法や利用者負担金が変わります。

2 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
食費	1食あたりの食材料費及び調理費	850円(おやつ代93円を含む)

3 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
レクリエーション代	通常のプログラム以外に行う特別な(各自が希望する個別の)レクリエーション等	実費相当額

※参加については、事前に希望を伺います。

4 キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。ただし、ご利用者の体調急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

2)キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセルの扱い	キャンセル料
当日キャンセル	利用前日の午後5時までに連絡がない場合	食材料費(647円)

5 料金の支払い

1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、指定口座から引落としとなります。

2)代金回収事務は、株式会社浜銀ファイナンスに委託しています。